

個人情報保護管理運営会議 付議事項

件 名	e L T A Xシステムに係る外部結合等について（手続の追加）
--------	----------------------------------

内容は別紙のとおり

要綱の根拠

◇第3条第1項第3号（外部結合、業務委託）

（担当部課：総務部税務課）

事業の概要

事業名	地方税の手続きにおける電子申告等の拡大
担当課	税務課
目 的	地方税の手続きにおいて、「e L T A Xシステム」で行える、電子申告等を、 ・相続人の代表者の指定届出 ・自動車税等の第二次納税義務の免除申告 ・登記することができる質権以外の質権に係る質権の優先の証明 ・猶予を受けた場合の差押の解除の申請 ・納付又は納入の委託の申出 ・地方税の予納の申出 ・経済的成果の消失があった場合の還付加算金に係る申出 ・地方税を納付した第三者の代位 ・所有権留保付売買の売主による軽自動車税の種別割の賦課徴収に関する事項の報告 (以下「令和 7 年中対応地方税関係申告等」という。)に拡大することで、納税義務者・特別徴収義務者・申告者(以下「納税義務者等」という。)の負担を軽減させるため。
対象者	e L T A Xシステムを使って地方税関係申告等を行う申告者
事業内容	1 概要 地方税共同機構が提供する e L T A Xシステムとの外部結合は、平成 21 年度第 2 回、同第 6 回、平成 22 年度第 3 回情報公開・個人情報保護審議会にて了承済である。また、外部結合の地方税関係申告等の電子申告については、令和 5 年度第 4 回、令和 6 年度第 4 回個人情報保護管理運営会議にて了承済である。 これまでも、地方税関係申告書等の電子申告による受付を行ってきたが、令和 4 年税制改正により、令和 7 年 1 月以降、地方税関係申告等についても電子申告対象手続が拡大された。 については、令和 7 年中対応地方税関係申告等を、新たに e L T A Xシステムに連携することで、納税義務者等への適正な課税及び申告等の負担軽減に繋がることから、e L T A Xシステムを利用した手続を追加するために必要な外部結合及び業務委託を行う。 2 個人情報保護管理運営会議への付議内容 (1) 外部結合 e L T A Xシステムに令和 7 年中対応地方税関係申告等を連携させるため。

	(2) 業務委託 審査システム運用、保守サポート業務及び情報の一時的な保存業務を委託する。 3 対象者数 地方税関係申告の申告者 約7万人（個人住民税 約4.5万人 軽自動車税 約2.5万人） 特別徴収義務者 約8万社 ※個人情報の流れは、資料16－1のとおり
--	--

件名 eLTAXシステムの外部結合について（手続の追加）

※太字ゴシック（下線）は、令和6年度第4回新宿区個人情報保護管理運営会議承認済の内容からの変更箇所

保有課（担当課）	税務課
登録業務の名称	特別区民税・都民税・森林環境税 軽自動車税 特別区たばこ税 入湯税
結合される情報項目（だれの、どのような項目か）	対象者： 地方税関係申告等を行う申告者 情報項目：資料16-2のとおり
結合の相手方	地方税共同機構
結合する理由	eLTAXシステムにより、電子申告することにより、紙での申告と比べて、申告者の負担軽減が見込まれるため。 <u>以下の手続を新たにeLTAXシステムへ結合する。</u> <u>地方税関係申告等</u> <u>「相続人の代表者の指定届出、自動車税等の第二次納税義務の免除申告、登記することができる質権以外の質権に係る質権の優先証明、猶予を受けた場合の差押の解除の申請、納付又は納入の委託の申出、地方税の予納の申出、経済的成果の消失があった場合の還付加算金に係る申出、地方税を納付した第三者の代位、所有権留保付売買の売主による軽自動車税の種別割の賦課徴収に関する事項の報告」を既存の電子申告に追加する。</u>
結合の形態	区の審査クライアント（地方税等に係るデータを地方税共同機構と送受信するために区に設置された端末）と地方税共同機構の eLTAX ポータルセンターを LGWAN 回線（地方公共団体を相互に接続する行政専用の総合行政ネットワーク）で結合し、データの送受信を行う。
結合の開始時期と期間	令和7年12月から令和8年3月31日まで （次年度以降も、同様の外部結合を行う。） ※令和7年10月から仮稼働テスト（個人情報なし）のため、区の審査クライアントと地方税共同機構の eLTAX ポータルセンターとの外部結合を行う。（予定）
情報保護対策	別紙チェックリストのとおり

件名 e L T A Xシステムの導入に係る審査システム（LGWAN-ASP サービス運用等業務）の委託について（業務内容の追加）

保有課(担当課)	税務課
登録業務の名称	特別区民税・都民税・森林環境税 軽自動車税 特別区たばこ税 入湯税
委託先	地方税共同機構に登録している審査システム運営事業者（地方税共同機構から LGWAN-ASP サービス（※）の認証を受けたもの。プライバシーマーク、ISO27001 認証取得） ※行政専用の閉域ネットワークである LGWAN 回線を使用して地方自治体向け各種行政サービスを提供する事業者及びそのサービス
委託に伴い事業者処理させる情報項目（だれの、どのような項目か）	対象者： 地方税関係申告等を行う申告者 情報項目：資料16-2のとおり
処理させる情報項目の記録媒体	LGWAN-ASP サービスを利用して送受信するデータファイル
委託理由	区が単独で審査システム（地方税等に係るデータを地方税共同機構と送受信するためのシステム）の開発・運用を行うより、同機構に登録している審査システム運営事業者（地方税共同機構から LGWAN-ASP サービスの認定を受けたもの）が運用する審査システムを利用するほうが、経費や人的負担を軽減できるため。
委託の内容	区の審査クライアントと地方税共同機構のポータルセンターとの間で、個人情報に係る情報の送受信を行うために必要な審査システム運用、保守サポート業務及び情報の一時的な保存業務を委託する。 なお、保守サポート業務（団体運動試験及び問合せ対応業務）の一部について、別事業者に業務の再委託を予定している。
委託の開始時期及び期限	令和7年7月1日から令和8年3月31日まで（予定） （次年度以降も、同様の業務委託を行う。）
委託にあたり区が行う情報保護対策	別紙チェックリストのとおり
受託事業者に行わせる情報保護対策	別紙チェックリストのとおり

件名 eLTAXシステムの導入に係る審査システム(LGWAN-ASP サービス運用等業務)の再委託について

保有課(担当課)	税務課
登録業務の名称	特別区民税・都民税・森林環境税 軽自動車税 特別区たばこ税 入湯税
委託先（再委託先）	【委託先】 地方税共同機構に登録している審査システム運営事業者 (地方税共同機構から LGWAN-ASP サービスの認証を受けたもの。 プライバシーマーク、ISO27001 認証取得) 【再委託先】 地方税共同機構に登録している eLTAX サポート事業者 (地方税共同機構に eLTAX サポート事業者として登録されたもの。 プライバシーマーク、ISO27001 認証取得)
再委託に伴い事業者に処理させる情報項目（だれの、どのような項目か）	対象者：地方税関係申告等を行う申告者 情報項目：資料16-2のとおり
処理させる情報項目の記録媒体	LGWAN-ASP サービスを利用して送受信するデータファイル
再委託理由	新宿区専用のヘルプデスクを設置し、問い合わせ対応や指導を行わせることによって、効率的で安定的な eLTAX システム運用を可能とするため。
再委託の内容	ヘルプデスクの設置、問い合わせ対応、システムに係る助言・指導
再委託の開始時期及び期限	令和7年7月1日から令和8年3月31日まで（予定） （次年度以降も、同様の業務委託を行う。）
委託にあたり区が行う情報保護対策	別紙チェックリストのとおり
受託事業者に行わせる情報保護対策	別紙チェックリストのとおり

地方税関係申告を行う申告者
及び特別徴収義務者

地方税関係申告等

申告等の内容

- ・更正請求書
- ・提出期限延長申請書
- ・納税管理人申告書
- ・特別区民税・都民税・森林環境税
- ・たばこ税
- ・入湯税
- ・租税条約に関する届出書
- ・特別徴収税額の納期の特例に関する申請書
- ・特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書

- ・相続人代表者の指定届
- ・自動車税等の第二次納税義務の免除申告
- ・登記することができる質権以外の質権に係る質権の優先証明
- ・猶予を受けた場合の差押の解除の申請
- ・納付又は納入の委託の申出
- ・地方税の予納の申出
- ・経済的成果の消失があった場合の還付加算金に係る申出
- ・地方税を納付した第三者の代位
- ・所有権留保付自動車に係る軽自動車税種別割の賦課徴収に関する事項報告書

※情報項目については、
資料 1 6 - 2 のとおり

※赤太線の箇所が、
今回新たに追加される対象手続

- ・個人情報保護法等の遵守
- ・立入調査等及び状況報告
- ・個人情報の消去
- ・事故等への対応体制及び手順の整備
- ・事故発生時等の協議

- ・特定相手以外との通信不可
- ・ネットワーク機器やサーバの制御
- ・通信内容の暗号化
- ・外部からの攻撃防御（ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等）
- ・ウィルス対策
- ・最新のパターンファイルの適用
- ・ID / パスワード等認証
- ・ファイルのパスワード設定
- ・アクセス制御
- ・システムネットワーク状態等の監視
- ・アクセスログ取得
- ・サーバ冗長化 ・バックアップ
- ・入退室管理
- ・国内法が適用されるサーバ環境

① 申告情報を入力

【インターネット】

通信暗号化

地方税共同機構

eLTAX
ポータルセンター

※情報項目については、
資料 1 6 - 2 のとおり

② 申告データの
出力

【LGWAN回線】

ASP事業者
(株式会社エヌ・ティ・
ティ・データ・アイ)

- ・個人情報保護法等の遵守
- ・立入調査等及び状況報告
- ・個人情報の消去
- ・事故等への対応体制及び手順の整備
- ・事故発生時等の協議

- ・特定相手以外との通信不可
- ・ネットワーク機器やサーバの制御
- ・通信内容の暗号化
- ・外部からの攻撃防御（ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等）
- ・ウィルス対策
- ・最新のパターンファイルの適用
- ・ID / パスワード等認証
- ・ファイルのパスワード設定
- ・アクセス制御
- ・システムネットワーク状態等の監視
- ・アクセスログ取得
- ・サーバ冗長化 ・バックアップ
- ・入退室管理
- ・国内法が適用されるサーバ環境

審査サーバ

※情報項目については、
資料 1 6 - 2 のとおり

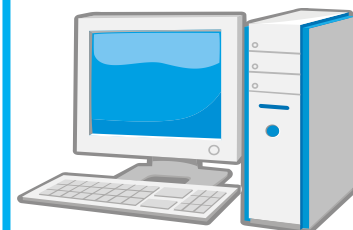
再委託先事業者

再委託項目
ヘルプデスクの設置
問い合わせ対応

再委託契約

新宿区

【審査クライアント】



③ 申告データの
ダウンロード

【LGWAN回線】

④ 申告データ
帳票作成

結合される情報項目・委託に伴い事業者処理させる情報項目

特別区民税・都民税・森林環境税、軽自動車税、特別区たばこ税、入湯税に係る項目

【ファイル名：相続人の代表者の指定届出】

提出年月日、被相続人カナ氏名、被相続人氏名、被相続人死亡時の住所、被相続人死亡年月日、相続人代表者カナ氏名、相続人代表者氏名、相続人代表者住所、相続人代表者電話番号、相続人カナ氏名、相続人氏名、相続人住所、相続人電話番号、被相続人との続柄、相続分、備考

【ファイル名：自動車税(種別割)の第二次納税義務に係る納付義務免除申告書】

提出年月日、第二次納税義務者の住所、第二次納税義務者の氏名(名称)、第二次納税義務者の個人番号、第二次納税義務者の法人番号、第二次納税義務者の電話番号、登録番号、車名及び型式、主たる定置場の所在地、登録年月日、自動車の買主の住(居)所等、自動車の買主の氏名(名称)、契約年月日、売買代金、代金の支払い方法、割賦回数、代金の最終支払年月日、受け取ることができなくなった代金、免除を受けようとする自動車税種別割の年度、免除を受けようとする自動車税種別割の税額、自動車の所在が不明となった日及びその経過等、買主の住(居)所等が不明となった日及びその経過等、備考

【ファイル名：登記することができる質権以外の質権に係る質権の優先の証明】

提出年月日、住所(所在地)、氏名(名称)、年度、税目、期別、納期限、税額(円)、加算金額(円)、延滞金額(円)、督促手数料(円)、滞納処分費(円)、備考

【ファイル名：猶予を受けた場合の差押の解除申請書】

提出年月日、申請者住所(所在地)、申請者氏名(名称)、徴収の猶予許可年月日、差押財産の名称、差押財産の数量、差押財産の所在、差押財産の差押年月日、備考

【ファイル名：納付又は納入の委託の申出】

提出年月日、委託者・納税者・(特別徴収義務者)の住所、委託者・納税者・(特別徴収義務者)の住所の氏名、証券の種類記号番号、券面金額、支払人、支払場所、支払期日、振出人の住所、振出人の氏名、取立費用、証券による支払期日、年度期別、税目、納期限、税額、延滞金額、滞納処分費、合計、納税通知書番号、備考

【ファイル名：地方税の予納の申出書】

税目区分、様式 ID、手続 ID、利用者 ID、納税者 ID、代理人利用者 ID、代理人納税者 ID、申告受付番号、受付年月日、宛先【地方公共団体コード】、宛先【税務事務所コード】、宛先【長名】、申出年月日申出者の郵便番号、申出者の住所又は所在地申出者の氏名又は名称及び代表者氏名、申出者の電話番号、納税義務者または特別徴収義務者の郵便番号、納税義務者または特別徴収義務者の住所又は所在地、納税義務者または特別徴収義務者の氏名又は名称及び代表者氏名【フリガナ】、納税義務者または特別徴収義務者の氏名又は名称及び代表者氏名個人番号・法人番号区分、個人番号、法人番号、年度、税目、予納額、納付(納入)年月日、予納理由、備考

【ファイル名：経済的成果の消失があった場合の還付加算金に係る申出】

提出年月日、申請者の住所（所在地）、申請者の氏名（名称）、申請者の電話番号、経済的成果の消失があった理由

【ファイル名：納付（納入）した第三者の代位届】

提出年月日、第三者の住（居）所、第三者の氏名、納税者（特別徴収義務者）の住（居）所（所在地）、納税者（特別徴収義務者）の氏名（名称）、徴収金の年度、徴収金の税目、徴収金の期別、徴収金の納期限、徴収金の税額（円）、徴収金の加算金額（円）、徴収金の延滞金額（円）、徴収金の督促手数料（円）、徴収金の滞納処分費（円）、備考、抵当権の表示、納付（納入）につき正当な利益を有することの証明

【ファイル名：所有権留保付自動車に係る軽自動車税種別割の賦課徴収に関する事項報告書】

提出年月日、住所（所在地）、氏名（名称）（代表者氏名）、登録番号、登録年月日、車台番号、買主の氏名（名称）、買主の住所（所在地）、摘要、備考

4 外部結合にかかる個人情報保護対策チェックリスト

	・対策が可能であれば「○」 ・対策の必要がない場合は「－」	情報保護対策
区が行う情報保護対策 【運用上の対策】	○	個人情報保護法及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守するよう指導する。また、クラウドサービスを利用する場合は、総務省「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」を準拠するよう指導する。
	○	必要に応じて、事業者への立入り調査等を実施するとともに、結合先に対し速やかに状況報告をするよう指導する。
	○	システム上で不要となった電子データを削除し、電子データの消去を行ったことの報告書を提出するよう指導する。
	○	業務開始前に、事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備し、結合先と緊急時の連絡体制や対応手順を確認する。
	○	事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに結合先と今後の対応を協議する。
区が行う情報保護対策 【システム上の対策】	○	接続するネットワークについては、特定相手以外との通信を不可とする。
	○	ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定する。
	○	通信内容は暗号化し、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。
	○	ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等の対策を講じ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各種の攻撃から防御する。
	○	コンピューターウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用する。
	○	ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。
	○	個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへアクセス権を設定するとともに、ファイルにパスワードを付すなど、情報へのアクセス制御を徹底する。
	○	システム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等の監視及びアクセスログ等を取得する。取得したログは、定期的に分析する。
	○	サーバ冗長化、バックアップ等により、事故や障害発生時におけるシステム稼働体制を整備する。
	○	入退室管理等により情報資産の危殆化を防止する。
	○	システムを提供するサーバは日本国内の法が適用される安全性が確保された環境にする。

4 外部結合にかかる個人情報保護対策チェックリスト

	・対策が可能であれば「○」 ・対策の必要がない場合は「－」	情報保護対策
結合先に行わせる 情報保護対策 【運用上の対策】	○	個人情報保護法及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守させる。また、クラウドサービスを利用する場合は、総務省「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」を準拠させる。
	○	必要に応じて、事業者への立入り調査等を受けさせるとともに、結合先に対し速やかに状況報告をさせる。
	○	システム上で不要となった電子データを削除させ、電子データの消去を行ったことの報告書を提出させる。
	○	業務開始前に、事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備させ、区と緊急時の連絡体制や対応手順を確認させる。
	○	事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに区と今後の対応を協議させる。
結合先に行わせる 情報保護対策 【システム上の対策】	○	接続するネットワークについては、特定相手以外との通信を不可とさせる。
	○	ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定させる。
	○	通信内容は暗号化させ、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止させる。
	○	ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等の対策を講じさせ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各種の攻撃から防御させる。
	○	コンピューターウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用させる。
	○	ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止させる。
	○	個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへアクセス権を設定させるとともに、ファイルにパスワードを付すなど、情報へのアクセス制御を徹底させる。
	○	システム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等の監視及びアクセスログ等を取得させる。取得したログは、定期的に分析させる。
	○	サーバ冗長化、バックアップ等により、事故や障害発生時におけるシステム稼働体制を整備させる。
	○	入退室管理等により情報資産の危殆化を防止させる。
	○	システムを提供するサーバは日本国内の法が適用される安全性が確保された環境にさせる。

5 業務委託にかかる個人情報保護対策チェックリスト

(電磁的媒体・紙媒体の取扱い)

	・対策が可能であれば「○」 ・対策の必要がない場合は「－」	情報保護対策
委託にあたり区が行う 情報保護対策 【運用上の対策】	○	契約にあたり、「特記事項」を付すとともに、個人情報保護法及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守するよう指導する。また、クラウドサービスを利用する場合は、総務省「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」を準拠するよう指導する。
	○	契約履行の間、特記事項に基づき立入り調査等を実施するとともに、委託先に対し速やかに状況報告をするよう指導する。
	○	再委託先がある場合には、委託先との間に立入り調査等ができる契約内容を付すとともに、必要に応じて又は定期的に立入り調査等を実施するよう指導する。
	○	取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告するよう指導する。
	○	全体の業務フローを作成し、委託先と共有する。
	○	取扱う個人情報の管理について、必要に応じて又は定期的に確認する体制を構築するよう指導する。
	○	個人情報を含むデータを作成する必要がある場合は、パスワードを付してデータを暗号化する。また、電磁的媒体（DVD-R等）とパスワード通知書の受渡しは、それぞれ別の機会を設定し、鍵付きカバン等を使用して、手渡しで行うよう指導する。
	－ (電子データのみ の取扱いのため)	個人情報を手交する場合は、鍵付きカバン等を使用して運搬する。
	－ (電子データのみ の取扱いのため)	個人情報の受渡しにあたっては、管理簿に記載する。管理簿には、日時、取扱者、情報の内容、数量を確認記録票に記録し、履歴を追跡できるようにする。
	－ (電子データのみ の取扱いのため)	個人情報は、施錠できる金庫又はキャビネット等に保管する。
	○	業務履行後、個人情報が記録された電磁的媒体（DVD-R等）、紙媒体及びパスワード通知書は返却し、電子データは消去するよう指導する。また、区に電子データの消去を行ったことの報告書を提出するよう指導する。
	○	業務開始前に、事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備し、委託先と緊急時の連絡体制や対応手順を確認する。
委託にあたり区が行う 情報保護対策 【システム上の対策】	○	事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに委託先と今後の対応を協議する。
	○	接続するネットワークについては、特定相手以外との通信を不可とする。
	○	ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定する。
	○	通信内容は暗号化し、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。
	○	ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等の対策を講じ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各種の攻撃から防御する。
	○	コンピューターウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用する。
	○	ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。
	○	個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへアクセス権を設定するとともに、ファイルにパスワードを付すなど、情報へのアクセス制御を徹底する。
	○	システム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等の監視及びアクセスログ等を取得する。取得したログは、定期的に分析する。
	○	サーバ冗長化、バックアップ等により、事故や障害発生時におけるシステム稼働体制を整備する。
	○	入退室管理等により情報資産の危殆化を防止する。
	○	システムを提供するサーバは日本国内の法が適用される安全性が確保された環境にする。

5 業務委託にかかる個人情報保護対策チェックリスト

(電磁的媒体・紙媒体の取扱い)

	・対策が可能であれば「○」 ・対策の必要がない場合は「－」	情報保護対策
委託事業者に行わせる 情報保護対策 【運用上の対策】	○	契約にあたり、「特記事項」を付すとともに、個人情報保護法及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守させる。また、クラウドサービスを利用する場合は、総務省「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」を準拠させる。
	○	契約履行の間、特記事項に基づき立入り調査等を受けさせるとともに、委託先に対し速やかに状況報告をさせる。
	○	再委託先がある場合には、委託先との間に立入り調査等ができる契約内容を付すとともに、必要に応じて又は定期的に立入り調査等を実施させる。
	○	取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定させ、区に報告させる。
	○	区が作成した業務フローに基づき、業務を行わせる。
	○	取扱う個人情報の管理について、必要に応じて又は定期的に確認する体制を構築させる。
	○	個人情報を含むデータを作成する必要がある場合は、パスワードを付してデータを暗号化させる。電磁的媒体（DVD-R等）とパスワード通知書の受渡しは、それぞれ別の機会を設定し、鍵付きカバン等を使用させ、手渡しで行わせる。
	－ (電子データのみ の取扱いのため)	個人情報を手交する場合は、鍵付きカバン等を使用して運搬させる。
	－ (電子データのみ の取扱いのため)	個人情報の受け渡しにあたっては、管理簿に記載させる。管理簿には、日時、取扱者、情報の内容、数量を確認記録票に記録し、履歴を追跡できるようにさせる。
	－ (電子データのみ の取扱いのため)	個人情報は、施錠できる金庫又はキャビネット等に保管させる。
	○	業務履行後、個人情報が記録された電磁的媒体（DVD-R等）、紙媒体及びパスワード通知書は返却させ、電子データは消去させる。また、区に電子データの消去を行ったことの報告書を提出させる。
	○	業務開始前に、事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備させ、区と緊急時の連絡体制や対応手順を確認させる。
	○	事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに区と今後の対応を協議させる。
委託事業者に行わせる 情報保護対策 【システム上の対策】	○	接続するネットワークについては、特定相手以外との通信を不可とする。
	○	ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定させる。
	○	通信内容は暗号化させ、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止させる。
	○	ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等の対策を講じさせ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各種の攻撃から防御させる。
	○	コンピューターウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用させる。
	○	ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止させる。
	○	個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへアクセス権を設定させるとともに、ファイルにパスワードを付すなど、情報へのアクセス制御を徹底させる。
	○	システム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等の監視及びアクセスログ等を取得させる。取得したログは、定期的に分析させる。
	○	サーバ冗長化、バックアップ等により、事故や障害発生時におけるシステム稼働体制を整備させる。
	○	入退室管理等により情報資産の危殆化を防止させる。
	○	システムを提供するサーバは日本国内の法が適用される安全性が確保された環境にさせる。